

目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

7月21日（土）から7月31日（火）まで（11日間）

運動重点

- 1 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒・暴走運転の根絶

運動の進め方

運動を効果的に推進するため、関係機関・団体は、相互に連絡協調を図り、それぞれの業務分野に応じた、効果的な実践活動の推進を図る。

市町村は、交通安全対策協議会等の構成機関・団体と十分協議して、地域の交通実態に応じた、住民参加型の交通安全運動を積極的に推進する。

運動重点に関する主な推進項目

1 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

- (1) 幼児・児童の交通事故防止のための実施内容
 - ア 通学路等における幼児・児童の安全の確保
 - イ 安全に道路を通行することについての日常生活における保護者から幼児・児童への教育の促進
- (2) 高齢者の交通事故防止のための実施内容
 - ア 高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
 - イ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施

(3) 高齢運転者の交通事故防止のための実施内容

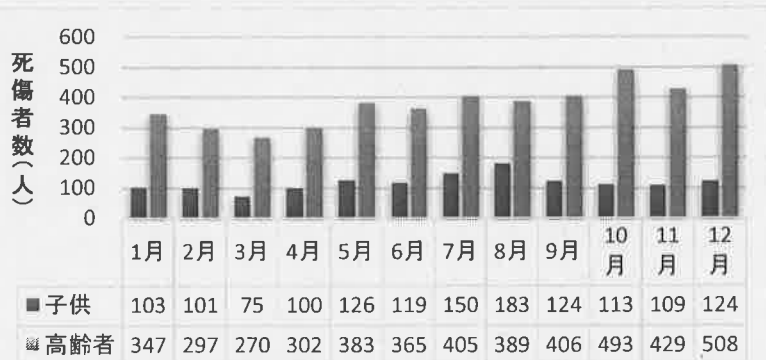
- ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
- イ 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称:サポカーS）の普及啓発
- ウ 運転免許証の自主返納制度、返納者への支援措置及び運転適性相談窓口の積極的な周知等による自主返納等の促進
- エ 70歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進、高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
- オ 改正道路交通法に係る認知機能検査や高齢者講習等の高齢運転者対策の周知徹底
- カ 高齢者の運転に関する家庭内での話し合いの促進

(4) 共通項目

- ア 反射材用品等の着用促進
- イ 夕暮れ時における自動車の前照灯の早目の点灯の励行
- ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の励行
- エ 子供、高齢者、障害者等に対する思いやりのある運転の促進
- オ 運転中のスマートフォン等の操作等の禁止の徹底

夏期に多い交通事故
その1

過去5年間(平成25~29年)の子供と高齢者の死傷者

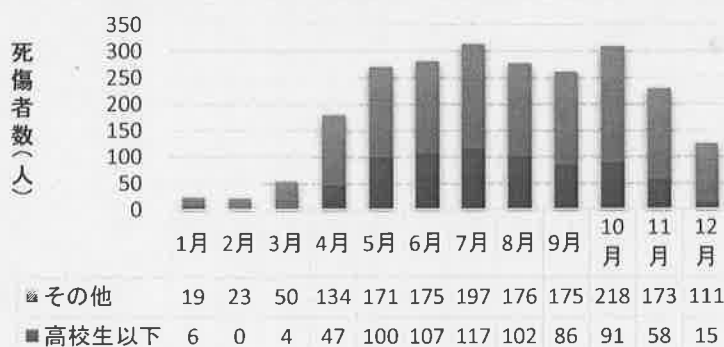


子供（中学生以下）の死傷者は8月が最多で、高齢者（65歳以上）の死傷者は下半期が多く、12月が最多となっています。



夏期に多い交通事故
その2

過去5年間(平成25~29年)の自転車利用中の死傷者



自転車利用中の死傷者数は、高校生以下は7月が最多、全体でも7月が最多となっています。



2

自転車の安全利用の推進

- (1) 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルール・マナーの周知徹底
- (2) 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底
- (3) 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対するヘルメットの着用の促進
- (4) 幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
- (5) 自転車通行空間が整備された箇所における走行ルールの周知徹底
- (6) 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の促進

3

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- (1) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底
- (2) シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
- (3) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
- (4) 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

4

飲酒・暴走運転の根絶

- (1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- (2) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- (3) 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転をさせない運転者教育の推進
- (4) 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施
- (5) 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行や、飲酒運転、無免許運転及び危険ドラッグ等を使用した上での運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知についての指導徹底

【参考】実践しよう！飲酒運転をなくすための3つの約束

- ①お酒を飲んだら運転しない ②運転する人にはお酒を飲ませない ③お酒を飲んだ人には運転させない

